

命 令 書

申立人 総評全国一般労働組合千葉地方本部  
申立人 X  
  
被申立人 Y  
被申立人 社団法人 日本調教師会

主 文

- 1 被申立人社団法人日本調教師会及び被申立人Yは、申立人Xに対して、昭和61年3月7日に行った同月13日付けをもって解雇する旨の解雇通告を撤回して、原職に復帰させるか、又は、日本中央競馬会美浦トレーニングセンター競馬場内の厩舎の厩務員に就職させなければならない。
- 2 被申立人Yは、申立人Xに対し、上記解雇の日の翌日から上記復帰又は就職の日までの間に同人が受けるはずであった賃金相当額を支払わなければならない。
- 3 その余の申立ては棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者等

- (1) 被申立人社団法人日本調教師会（以下「調教師会」という。）は、当初昭和26年11月1日、社団法人日本調教師騎手会として設立され、その後組織変更して、競馬法（昭和23年7月13日法律第158号）第16条の規定により日本中央競馬会から調教師の免許を受けた調教師が、調教師の技術の練磨及びその社会的地位の向上を図り、もって競馬の発達に寄与することを目的として設立認可を受けた社団法人であって、肩書地に主たる事務所及び関東本部を置くほか、滋賀県栗太郡栗東町に関西本部を設け、昭和61年4月1日現在の会員数は221名である。なお、調教師会は、後記のごとく、関東本部の懲戒委員会の決定に基づきY調教師をして本件解雇通告を行わせたものであるので、当委員会は、所定の手続を経て、調教師会を被申立人として追加決定したものである。
- (2) 被申立人Y（以下「Y調教師」という。）は、日本中央競馬会から免許を受けた調教師会所属の調教師であって、昭和52年12月1日からY厩舎を経営し、本件申立時（昭和61年4月11日）の馬房数は20、同厩舎所属の従業員は、厩務員11名、調教助手1名、騎手2名である。
- (3) 申立人総評全国一般労働組合千葉地方本部（以下「千葉地本」という。）は、昭和35年10月3日、千葉県内及びこれに関連する地域の中小企業、

- 一般産業に働く労働者が結成した個人加入の単一組織の合同労働組合であって、肩書地に事務所を置くほか、地域内の事業所又は地区に分会を組織し、本件申立時の分会数は約40分会、組合員数は約6,200名である。
- (4) 申立外総評全国一般労働組合千葉地方本部美浦トレーニングセンター競馬場分会（略称「京葉労組」、以下「分会」という。）は日本中央競馬会に所属して、美浦トレーニングセンター競馬場等で働く厩務員及び調教助手が組織する千葉地本傘下の分会であって、事務所を美浦トレーニングセンター競馬場内に置き、本件申立時の分会組合員数は約380名である。
- (5) 申立人X（以下「X」という。）は、昭和41年5月1日からC1厩舎の厩務員として勤務した後、同厩舎の解散に伴い、昭和54年10月1日に被申立人Yが経営するY厩舎に転厩となった厩務員であって、昭和41年5月以降分会の組合員となったものであるが、後記のごとく、調教師会関東本部の懲戒委員会の懲戒決定に基づき、昭和61年3月13日付けで解雇されたものである。
- (6) 申立外日本中央競馬関東労働組合（以下「関東労」という。）は、日本中央競馬会に所属して、関東地区内の競馬場で働く厩務員及び調教助手が組織する労働組合であり、申立外全国競馬労働組合（以下「全馬労」という。）は、同じく関西地区内の競馬場で働く厩務員及び調教助手が組織する労働組合であって、いずれも上部団体なき企業別労働組合である。
- (7) 申立外日本中央競馬会（以下「競馬会」という。）は、昭和29年9月16日、競馬法に基づき、中央競馬（以下「競馬」という。）を行う団体として設立された特殊法人であって、東京都内に主たる事務所を置き、東京、中山等全国12か所に競馬場を設置するほか、美浦トレーニングセンター競馬場、栗東トレーニングセンター競馬場等を設けている。
- (8) 申立外日本中央競馬馬主協会連合会（以下「馬主会」という。）は、競馬会の登録を受けた馬主を構成員とする全国的組織の団体である。

## 2 中央競馬会の仕組み

### (1) 競馬会

競馬法に基づき、農林水産省（以下「農水省」という。）の監督のもとに競馬を施行し、管理、運営のため次の事項を管掌している。

ア 馬主の登録、競走馬の登録、服色の登録を行っている。また、競走に入賞した馬の馬主に賞金を支払っている。

イ 調教師又は騎手の免許（効力1年間）、調教師が雇用する調教助手、騎手候補者、厩務員の承認を行っている。

ウ 競馬に必要な施設（全国各競馬場、美浦、栗東各トレーニングセンターの土地、建物等）を所有し管理している。

エ 厩舎施設（厩舎屋、馬房、厩務員宿舍の土地、建物）を調教師会に一括貸与している。

オ 農水省から交付された競走馬管理助成金を厩務員の一時金、退職金

の原資及び調教師会の団体運営費に充てるため調教師会に交付している。

カ 中央競馬厩務員クラブ（以下「厩務員クラブ」という。）にクラブ員の福利厚生資金として厩務員の担当馬 1 頭あたり 6,700 円の出走手当を厩務員手当の名目で支給している。

(2) 馬 主

ア 調教師との預託契約をもって、調教師に競走馬の飼育、調教を委託し、預託料を支払っている。

イ 競馬会に届け出て、調教師を競馬に関する代理人に選任し、競走馬をレースに出走させ、馬が獲得した賞金のうち調教師に 10 パーセント、厩務員に 5 パーセントをそれぞれ進上金として支出している。

ウ 馬主会を通じて、厩務員クラブに福利厚生資金として助成金 3,000 万円を交付している。

(3) 調 教 師

ア 馬主との関係

預託契約をもって馬主から預託された競走馬の飼育管理及び調教を行い、競馬開催時には馬主を代理してあらかじめ出馬登録した競走馬の出馬投票をして出走させ、馬主からは預託料、進上金の支払いを受けている。

イ 競馬会との関係

競馬会から受ける調教師免許は効力 1 年間で、毎年更新を受けている。預託契約の締結、解除については、その都度競馬会に届出の義務を負い、担当馬を出走させる際は競馬場に臨場する義務を負っている。

ウ 厩舎との関係

自己名義で厩舎を経営し、経営に必要な施設（厩舎屋、馬房、厩務員宿舍の建物、敷地）は調教師会が競馬会から一括貸与を受けた施設を調教師会から転借して使用し、経営資金は預託料、進上金等で賄っている。

エ 調教助手及び厩務員との関係

(ア) 預託馬の調教、飼育管理等の業務を補助させるため、毎年競馬会の承認を得て、自己名義で調教助手、厩務員を雇い入れて、これらの者から労務の提供を受け、その報酬として給与規程を適用して賃金を支払うほか、調教師会から借り受けた厩務員宿舍を自己名義で転貸している。

(イ) 厩務員に対しては、具体的に労働の指揮・監督を行っている。すなわち、①平日においては、飼葉の付与、午前・午後各 1 回の馬の運動、馬の手入れ、寝藁の乾燥、敷かえ等の指揮をなし、②競馬開催時には、担当馬のひき付け及び付添いを指揮している。

(ウ) 調教師会の承認のもとに就業規則を適用して、調教助手・厩務員の解雇又は懲戒処分をも行っている。

(エ) 調教師会から借りうけた厩務員宿舎を各厩務員に使用させている。

(4) 調教助手

前記(3)に記載したとおり、調教師に雇用されて調教師の指揮・監督のもとに調教の補助業務に従事し、雇用は毎年更新される。

(5) 厩務員

前記(3)に記載したとおり、調教師に雇用されて調教師の指揮・監督のもとにこれに労務を提供し、賃金の支払いを受け、厩務員宿舎を借り受けている。また、厩務員クラブを組織し、この組織が競馬会からは厩務員手当の交付を受け、馬主会からは助成金の交付を受けて、厩務員の福利厚生資金に充てている。

(6) 調教師会

ア 構成員全員が競馬会から免許(効力1年間)を受けた調教師である。

イ 運営資金は、会員が拠出する会費、進上金のほか、競馬会から厩務員の一時金、退職金、団体の人件費の原資として毎年交付される競走馬管理助成金である。

ウ 厩務員の募集、採用決定を一括して行い、内部組織である人事委員会の協議を経て、最終的に新人厩務員の各厩舎への配属、割当てを行っている。

エ 各厩舎に適用する統一的な就業規則及び附属給与規程を作成し、各厩舎に配布して施行させている。

オ 調教師が厩務員を解雇、転厩、懲戒処分を行うについて最終的な決定権を有している。

カ 調教師が厩舎を経営するに必要な施設(厩舎屋、馬房、厩務員宿舎の建物、敷地)は、調教師会が競馬会から一括して貸与を受け、これを各調教師に個別に転貸している。

(7) 厩務員クラブ

厩務員クラブは、厩務員及び調教助手の福利厚生を増進を目的として設立された親睦団体であって、馬主会から支出される助成金3,000万円及び競馬会から支給される預託馬の出走手当としての厩務員手当1頭あたり6,700円を運営資金として運営され、役員は、分会、関東労及び全馬労の各役員の中から選任されたクラブ会員によって構成されている。しかし、その運営は競馬会が呼びかけ、かつ、馬主会が参加して開かれる厩務員クラブ幹部懇談会(以下「クラブ幹部懇談会」という。)が中心になってこれを行っている。

(8) 出走馬の確定

ア 出馬登録

馬主が所有する馬をレースに出走させるためには、競馬会に、①まず、馬主の登録及び馬名の登録を受ける。②次に、全国12か所の競馬場で、各競馬場別に、年3回以内、1回の開催日数8日(土曜、日曜)以内、1日の施行レースの数12レース以内で開催される競馬ごとに、

所定の出馬登録申込締切りの日時までに、競馬の日程、レースの条件、レース番号等をあらかじめ定めてある競馬番組に従って出馬登録の申込みをして、馬の馬名、騎手の氏名、負担重量等の登録を受けなければならない。

#### イ 出馬投票

(ア) 馬主は、アの出馬登録を受けた競馬のレースに馬を出走させるためには、さらに、出馬登録を受けた馬の馬名、騎手の氏名及び負担重量を投票用紙に記載して、競馬番組で定めた受付時間内に投票する出馬投票をしなければならない。

(イ) 競馬会は、出馬投票の受付締切りの約30分後に各レースの出走馬を新聞、専門紙等の報道機関に公表する。この公表によって出走馬が確定する。

(ロ) 出馬投票の受付時間は、レース施行日の前日に勝馬投票券を発売する重賞レースにあつては、平常、レース施行日の前々日の午前9時から午前11時までであり、レース施行日の当日に勝馬投票券を発売する一般レースにあつては、平常、レース施行日の前日の午前9時から午前11時までである。

(エ) 馬主は、本来自ら行うべき出馬投票を、慣行上は、日本中央競馬会競馬施行規程第12条に基づき、調教師を代理人として、これに代行させている。

#### (9) 担当馬の出走と厩務員手当

厩務員の担当する馬が、出馬投票を経て、競馬場に輸送されてレースに出走したときは、厩務員に下記の手当が支給される。

##### 記

輸送手当 所属トレーニングセンター競馬場から、レース開催競馬場までの馬の輸送手当（美浦トレーニングセンターから中山競馬場までの輸送手当は600円）

出張手当 馬を出走させるための出張手当（美浦トレーニングセンターから中山競馬場までの出張手当は1,300円）

進上金 レースに出走して入賞した馬が得た賞金額の5パーセント相当額

着外手当 レースに出走した馬が着外であったときは1頭あたり5,500円

### 3 厩務員の懲戒制度

#### (1) 厩務員就業規則（抜粋）

調教師会が作成し、Y厩舎を含む各厩舎に統一的に施行させている厩務員就業規則（昭和39年12月1日施行、昭和43年10月1日改正、以下「就業規則」という。）の抜粋

（服務基準）

第4条 厩務員は、この規則を守り、職務上の責任を重んじて業務に

精励し、同僚と互いに相扶け合い、礼儀を尊び、調教師または、その指名を受け、これに代ってその職務を行う者（以下代人という）の指示に従わなくてはならない。

（日常服務心得）

第5条 厩務員は、日常の服務については、次の事項を守らなければならない。

1. 常に健康に留意し、明朗潑刺たる態度をもって就業し、正当な理由なく欠勤しないこと。
2. (略)
3. 常に取扱馬の健康状態、その他の異状に細心の注意を払い、発病、負傷、故障等の異状を認めた場合は、速やかに調教師または、その代人に報告し、その指示に従い適切な措置を講ずること。
4. (略)
5. 日常、取扱馬の飼付け、水与え、運動、手入、検温、寝藁の入替等は、厩舎従来の慣習に従い、誠実に行なうこと。
6. ～13. (略)
14. 職務を超えて専断的なことを行なわないこと。
15. 就業時間中酪酊しないこと。
16. (略)

（禁止行為）

第6条 厩務員は、次に掲げるような行為をしてはならない。

1. ～4. (略)
5. 調教師、厩舎または馬主の名誉を害し、信用を傷つけるようなことをすること。
6. 競馬場の内外を問わず、不正または不法な行為をなし、従業員としての品位を傷つけるようなことをすること。
7. (略)

（解雇）

第32条 厩務員が次に掲げる各号の1に該当する場合は解雇する。

1. ～5. (略)
6. 勤務成績が著しく悪く、改しゅんの見込がないとき。
7. ～10. (略)

（解雇予告）

第33条 前条第1号、第2号、第3号、第4号、第6号により調教師が厩務員を解雇する場合は、解雇予告する日の7日前に解雇事由を厩務員に通知して後30日前に予告するか、または30日分の平均賃金を支払う。

（懲戒）

第38条 厩務員が次に該当するときは懲戒する。

1. 競馬に関する法規、就業規則その他諸規則および調教師または代

人の指示に違反したとき。

2. 既務員に対する懲戒は譴責、減給、出勤停止および懲戒解雇とし、社団法人日本調教師会の定める懲戒委員会に付議して行なう。

3. 懲戒処分は次に掲げる各号の定めるところによる。

(1) 譴責は始末書を提出させる。

(2) 減給は1回について平均賃金の1日分の5分の1以内を減額する。

ただし、賃金計算期間における総額は、平均賃金の2日分を超えない範囲内とする。

(3) 出勤停止は5日以内としその期間の賃金は支給しない。

(4) 懲戒解雇は第33条の規定は適用しない。

## (2) 懲戒委員会

調教師会は、既務員の懲戒を厳正・公平に行うために社団法人日本調教師会関東本部既務員懲戒委員会規程(以下「懲戒委員会規程」という。)に基づき、社団法人日本調教師会関東本部既務員懲戒委員会(以下「懲戒委員会」という。)を設置している。(関西本部にも同様のものを設置している。)

懲戒規程は、①懲戒委員会は、調教師会関東本部より選出した委員7名以内をもって構成する。②既舎内において既務員を懲戒に付する必要があると認める事実が発生したときは、調教師は速やかに懲戒委員長に報告しなければならない。③調教師より報告があったときは、関東本部事務局が速やかに事実を調査し、その資料を整えなければならない。④懲戒委員会において決定した懲戒は、当該調教師に通知し、当該調教師は直ちに就業規則第38条に基づき懲戒を行うものとする。などと定められている。

## (3) 運用状況

ア 昭和53年以降、就業規則に定めのない種類の懲戒処分として、1か月間及び5か月間の出勤停止処分の例があった。

イ 調教師会が懲戒委員会に付議すべき事案の発生を知った場合、報告を行わない調教師に対し報告をするように求め、又は、報告を待たずに懲戒委員会が調査に乗り出すこともあった。また、既務員が所属既舎の調教師に対し暴力を振るった事件で、当該調教師が懲戒委員会に諮らずに、既舎内部だけの問題として処理し、当該既務員を他既舎へ転厩した例もあった。

ウ 調教師が懲戒委員会の決定に従わないことは、社団法人日本調教師会関東本部賞罰規程(以下「調教師賞罰規程」という。)により除名を含む懲罰事由となり得ることであり、調教師会から除名されると調教師会を通じて交付される助成金(これによって、一時金の80数パーセント、退職金の全額を賄う。)を受けられなくなるなど、調教師としての業務遂行・既舎経営について不利益を被ることになるので、こ

れまでに調教師が懲戒委員会の決定に従わない事例はなかった。

#### 4 3頭持ち合理化問題

- (1) 昭和50年に厩務員の①週休二日制の問題、②進上金の問題、③給与体系の問題、④厩舎作業の問題に関する協議機関として調教師会、競馬会、労働組合の三者構成による厩舎労務懇談会が発足したが、昭和53年にその下部機関として労働組合と調教師会の二者構成による厩舎改善委員会が設置された。
- (2) 昭和53年9月27日、調教師会は、競馬会栗東トレーニングセンターにおいて開催された厩舎改善委員会において厩舎作業改善案を提示したが、その内容は、「①当面2頭持ちを維持するが、故障馬休養馬等の担当従業員の余剰労働力の活用、厩舎従業員の協調・共同化によって人件費の削減を計る。②英仏におけるラッド制を参考として3頭持調馬手制度を導入し、午前中は5ないし6時間かけ十分な調教を行わせ、午後は1ないし2時間かけて担当馬の手入、寝糞作業、飼付、検体等の作業を行わせる。」となっていた。(以下「3頭持ち」という。)
- (3) 分会は、3頭持ちの導入を「現在の2頭持ち制度を改め、人員を削減する合理化であり、分会組合員の死活問題である」として受け止め、これに反対の態度を取った。一方、全馬労は昭和53年11月の第24回定期大会において、3頭持ち実施について検討した結果を具体的に計算し、積極的にこれに同調する運動方針を打ち出し、人件費削減に賛成し、また、関東労は3頭持ちについて、同調、反対のいずれとも態度を明らかにしなかった。
- (4) 一方において、昭和54年4月に調教師会、競馬会、馬主会の三者構成による預託料問題に関する懇談会(以下「預託料懇談会」という。)が設置された。
- (5) 昭和55年8月5日、調教師会及び競馬会は、同日函館で開かれた厩舎労務懇談会において、それぞれ厩舎制度改善案を提示し、いずれも調馬手制度の確立につき、より具体化した提案をした。特に調教師会案は、「調馬手制度導入の目的は、中央競馬における現行預託料が諸外国に比べ割高であるので、調馬手制度を導入し、現行基本預託料中の人件費73パーセント(総額1頭平均223,399円、内人件費163,212円……関西)を削減して預託料を軽減させることである。全員が2頭持調馬手となったとして、人件費の削減は約12パーセントとなり年間10億円の削減が可能である。さらに、3頭持調馬手制度の導入により、約31パーセントの人件費の削減が可能となる。」という内容であった。
- (6) 同年12月27日頃、分会執行委員長A1(以下「A1」という。)は、分会執行委員会において、自己のかねての持論である「上部団体を脱退し、他の労働組合と裸になって組織を統一する論」(以下「裸の統一論」という。)を主張して、千葉地本から脱退することを提唱したが、白熱した議論の末、出席者14名中反対論が大勢を占めた。



- (7) 昭和56年2月、A1は分会定期大会において、後進に道を譲るということで委員長を辞任し、特別執行委員に選任された。
- (8) 同年4月中旬頃、競馬会の労務課長C2（以下「C2労務課長」という。）は、美浦トレーニングセンター労務課でA2副会長（以下「A2」という。）に対し、「今A1が上部団体をやめて、関東労という一つの労働組合と組織統一をやる。それができれば関西の労働組合との組織統一をやる。それができるのは恐らくA11人しかいないんじゃないか。そういったことがあった時には、ぜひA2もA1と一緒に力を貸してやってくれ。」と話をした。
- (9) 同年6月10日頃、C2労務課長は、労務課でA2に「預託料懇談会の中で、組織統一の問題と3頭持ちの問題が出てきたよ。」「若い人たちを何とか説得できるのはA2君しかいないのだから、何とか骨を折ってくれよ。」と言った。また、C2労務課長は、そのとき、「3頭持ちの問題は、今年秋頃に労働組合の方にも提起されることに決まっているよ。」と言って、預託料懇談会報告書の原案を見せたが、その中には、「厩務員の3頭持ちは急務課題である。」と記載されていた。（この原案は、後日、昭和57年6月に「厩務員の3頭持制度は、将来の重要検討事項である。」として、預託料懇談会報告書にまとめられている。）
- (10) 同年7月3日、札幌において開かれたクラブ幹部懇談会には、競馬会のC3理事及びC4調整室長、馬主会のC5労務課長、調教師会のB1関東本部長、B2関西本部長、B3関東本部総務部長、B4関西本部総務部長、厩務員クラブのA1分会特別執行委員、C6関東労委員長、C7全馬労委員長らが出席したが、席上、3頭持ち問題が話し合われた。  
A3分会長はこの会合に出席を求められたが、会議の議題及び主催者等が不明確であり、上記のメンバーが出席するという事は、3頭持ちの問題が提起される懸念があったため、出席しなかった。また、分会はこの件について競馬会に公開質問状を出したが、競馬会からは文書による回答はなく、後日、競馬会のC4調整室長が口頭で、「主催者は当然競馬会です。」「こんなことは今始まったことではない。」などと述べた。
- (11) 同年11月下旬頃、C2労務課長は、A2に対して「やはりA1さんが組織統一をやろうとしている。しかし、あなた方が反対すると京葉労組は3分の2くらいは脱退して出て行ってしまうよ。上部団体をやめないと3分の2くらいは脱退して出て行くよ。それではせっかくの京葉労組がなくなってしまうから、A2さんなら若い人たちを説得できるのだから、ぜひやってほしい。」と言った。
- (12) 昭和57年1月頃、C8調教師は、A4分会書記長に1年前から予定されていた新馬の配置に当たって、「組合運動ばかりやっているとおまえの預っている担当馬が責任持てない。できれば役員を何とか考えてくれないか。」と言った。
- (13) 同年2月、A1は、「裸の統一論」をスローガンにして分会役員選挙

に再立候補したが、大差で敗れ、かつ、分裂活動をした理由により分会を除名され、関東労に加入した。

(14) 同年3月5日、関東労は、昭和51年以降毎年分会と組んできた共闘体制を解消することを決定し、宣言した。

## 5 '82春闘における回答差別

### (1) 春闘要求とストライキ通告

昭和57年3月、'82春闘において、分会は同月10日に、関東労及び全馬労はそれぞれ同月17日に、調教師会に対し春闘要求書を提出して、関東労及び全馬労は統一交渉方式により、分会は単独交渉方式により、それぞれ団体交渉を重ねたが、交渉の行き詰まりから、分会は調教師会に対し4月17日（土）午前0時から18日（日）までの48時間ストライキ、関東労は調教師会に対し4月17日午前4時から48時間ストライキ、全馬労は競馬会及び調教師会に対し4月17日午前0時から48時間ストライキをそれぞれ通告した。

### (2) 回答差別

同年4月16日、調教師会は、同日に行われた各組合との団体交渉において、関東労及び全馬労に対しては、賃金体系改訂問題に関する調教師会会長署名入りの「覚書」案を交付して後日の覚書とすることを確約するとともに、企業年金の使用者負担分増額と夏期一時金に勤続手当相当額繰入れについては、両組合の要求を受け入れる方向で今後更に検討し、4月21日の団体交渉において具体的数字をもって最終回答することを口約して、多数組合である関東労及び全馬労をして16日午後2時45分頃にはストライキを解除させ、一応競馬を開催できる条件を整えた。他方、分会に対しては、調教師会が団交のタイムリミットと考えていた午後3時直前に至って、形式的に賃金体系改訂問題に関する回答をただけで、企業年金、夏期一時金問題に関しては、何ら具体的な回答をしなかったため、分会はストライキに突入した。

### (3) 昭和57年（不）第7号事件

千葉地本は、分会に対する前記回答は差別回答である等とし、当地労委にその救済申立て（千労委昭和57年（不）第7号事件）をした。当地労委は、同事件について、昭和62年1月26日、前記回答は、分会に対する差別回答であり、千葉地本の構成員である分会に対し疑惑と混乱を生じさせ、ひいては、分会の弱体化ないし壊滅を調教師会が企図したものであって、千葉地本の運営に対する支配介入であり、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると判断し、一部救済命令を発した。（この命令に対しては、当事者双方からそれぞれ再審査の申立てがあり、現在中央労働委員会に係属中である。）

## 6 Y厩舎における労使関係

### (1) Y厩舎の運営状況

ア Y調教師は、他厩舎所属の騎手及び調教助手を経て、昭和51年3月

1日に調教師免許を受け、C9厩舎の調教師代理業務を勤めた後、昭和52年12月1日、Y厩舎を新たに設立した。設立当初の馬房数は10で、預託馬及び厩務員（5名）は、調教師の死亡による廃止されたC10厩舎から振り分けられた。

イ Y厩舎には、C11騎手（Y調教師の息子、以下「C11騎手」という。）とC12騎手（Y調教師の娘婿、以下「C12騎手」という。）の2名の所属騎手（もっとも昭和59年9月頃、Y調教師は、厩務員らの要望により、C11騎手をフリーにしたが、同人の収入面への配慮とあって、昭和60年3月頃、同厩舎所属騎手に復帰させた。）が所属しており、Y調教師は、同厩舎の預託馬をレースに出走させる際、その約9割にC11騎手又はC12騎手を騎乗させていたが、年間60回以上騎乗することが騎手免許の更新に必要な条件の1つであったこともその理由になっていた。

ウ 昭和61年2月当時、Y厩舎には、厩務員12名（うち分会所属の組合員がX以下7名、関東労所属の組合員が5名）、C11騎手及びC12騎手（いずれも非組合員）が所属していた。

エ Y厩舎では、昭和57～8年頃から「厩舎会議」という職場内の会合が開かれるようになったが、これには、①職場内のコミュニケーションを図ることを目的として調教師が招集し調教師の意向を伝えるとともに厩務員らからの意見を聞くという形のもの、②厩務員らが職場内の諸問題を討議するために自主的に集まり、そこに調教師が呼ばれて出席するという形のもの2つの態様があった。Y調教師は、厩務員らから要請されて厩舎会議に出席した際、途中で所用で退席しそのまま帰ってこないこともあり、厩務員らの要望に対しても、あいまいな回答をすることが多かった。また、厩舎会議では、厩務員の側からY調教師の厩舎運営に関し、激しい突き上げが行われることもあった。

## (2) 競馬成績不振と厩務員の不満

ア 昭和60年のY厩舎の獲得賞金額で見た競馬成績は、関東本部所属調教師の中では下から2番目であった。なお、最下位のC13調教師は、調教師免許を取得して1年ほどと経験も浅く、馬房数も6～7と少なかった。

イ 昭和60年のY厩舎の厩務員1人あたりの平均進上金額は、228,349円（全厩舎の平均は約90万円）で、昭和58年に793,548円、昭和59年に573,187円であったのに比べて減少したため、厩務員の間に収入面で強い不平不満があった。

ウ 同年のC11騎手及びC12騎手の成績は、昭和60年第5回中山競馬8日目終了時点で、全騎手119名中、C11騎手は92位、C12騎手は107位の成績であった。

エ 昭和60年当時、Y厩舎の厩務員の間では、乗り役の問題が取り上げられ、Y厩舎の競馬成績不振の原因の一つに厩舎所属騎手の成績不振

があるとして、このことが大きな不満の種（以下「厩舎乗役不満問題」という。）となっていたため、この問題は同年4～5回開かれた厩舎会議で毎回取り上げられ、厩務員らからY調教師への突き上げが行われた。どの厩舎会議でも主にXが発言したが、XはY調教師に対し、C11騎手及びC12騎手の技倆が劣る点を指弾し、新馬については兩名以外の有名騎手を乗せるように再三にわたり要望した。Y調教師は新馬に限定しなかったものの、乗り役については検討する旨厩務員らに約束した。

オ 昭和60年12月12日、調教師会と関東労が調停役として立ち会い、Y調教師と関東労所属厩務員の代表者2名の間でY厩舎の職場内での競馬成績不振から来る苦情について話し合っ、厩舎内の人間関係を改善し、今後の厩舎の運営をスムーズにしようという趣旨で話合いが持たれた。

カ 同月13日、調教師会小会議室で、調教師会と分会が調停役として立ち会い、Y調教師と分会所属厩務員の代表の間で上記関東労所属厩務員の代表との話合いと同趣旨で話合いが行われた。この会議には、調教師会からはB5副本部長、B6労務委員長及びB7副労務委員長、分会からはA3分会長、A4書記長及びA5書記次長が立ち会い、分会所属厩務員の代表としてはX及びA6厩務員（以下「A6厩務員」という。）が出席した。

この会議で、分会側は、Y調教師の厩舎運営に関わる問題を取り上げた。Xは、①Y調教師が放牧を間違っ、やったことがあること、②登録のない馬を出張させたこと、③健康手帳と馬を間違っ、こと等Y調教師のミスを指摘し、「注意してもらいたいし、また、努力してもらいたい。」と述べたのに対し、Y調教師は「私も反省しています。」と述べた。また、Xは、「乗り役2人厩舎にいますが、よい乗り役についても言っ、こともあるし、そう思っ、ている厩務員も多い。転厩したとき16で、今は22馬房であるが、1人フリーにして助手を1人入れるということも過去には聞いたが実施されてい、ない。人手不足の配慮がない。」と述べ、A6厩務員も「乗り役は馬主と調教師で決めるものである。しかし、進上金があるのでテキ話し合っ、てくれと厩舎会議で話をした。子供もむこもいるので乗せたいのはわかるが、質のある馬なら競馬教えるためには乗せるのもいいし、たまには決めた騎手に乗せ、ないで、他の騎手にも乗せてくれと言っ、ているがそれもない。」と発言した。

キ 同年12月14日、上記の各労組立会いの会議を踏まえて、他者をまじえない厩舎内部だけでの厩舎会議が開かれた。ここでも乗り役の問題が話題になっ、たが、Y調教師は、「なるべく希望に沿うようにしたい。」とか、「検討する。」などと言っ、た。

(3) Xの経歴と組合活動

## ア Xの経歴

- (ア) Xは、北海道内で牧場を経営した後、昭和41年5月1日にC1厩舎の厩務員になったが、C1調教師の死亡により同厩舎が解散したのに伴い、昭和54年10月1日にY厩舎に転厩となった。
- (イ) Xの仕事ぶりは、厩務員の間では、熱心なものと評価されていた。また、欠勤・早退・遅刻等の勤怠状況は、他の厩務員と比べて特に良くも悪くもなかった。
- (ウ) 昭和60年8月28日、Xは、Y調教師に「明日から1月休む。」と言ったところ、Y調教師は、「1か月なんか休まれたら困る。」と言った。Xは、翌日から休みに入ったが、Y調教師から年次休暇届出書を提出するように求められたので、2～3日後、休養のため昭和60年8月29日から9月28日までの1か月間休む旨を記載した年次休暇届出書をY調教師に直接手渡した。なお、Xは、前年からの繰越しも含めて、届出に係る日数分以上の年次有給休暇が残っていた。

## イ Xの組合活動

- (ア) Xは、昭和41年5月、厩務員になるのとほぼ同時に分会に加入し、昭和45年頃1期（1年間）分会執行委員を務め、その後一時期を除いて、Y厩舎の分会組合員を代表する代議員を務めたほか、春闘時の闘争委員を務めたこともあった。この間、Xは、代議員として職場の苦情についてY調教師との交渉に当たり、前記（2）のとおり厩舎会議において分会員を含む厩務員らを代表して積極的に発言を行った。
- (イ) 昭和57年頃、Xは、厩舎会議で話し合われた事項をまとめ、その翌日開かれた厩舎会議で、「①厩務員の質問に明確に答えよ。②給与は調教師が厩務員に直接渡す。③調教助手の待遇の明確化④私物（例、クールキャスト、馬具、器具類の私物）の使用に対して実費を弁償すること。⑤調教師の女房は厩舎内の作業の指示をするな。⑥調教師は個人の鞍箱を持主の許可なく開けないこと。⑦馬主の意見を優先するな。⑧馬の調教について担当厩務員の意見を尊重する。⑨調教に対して計画性を持つこと。⑩一般登録や血統の誤りのないように。⑪競馬の出走や出張について事前に言うこと。⑫馬のタオルの支給。⑬進上金は1週間以内に支給する。」と記載した要望書（甲第4号証、以下「厩務員要望書」という。）をY調教師に手渡すとともに、要望の趣旨を説明し、項目ごとに回答するよう求めた。

## 7 暴力事件とXの解雇

### (1) 昭和61年第2回中山競馬における出走予定

- ア 昭和61年第2回中山競馬は、昭和61年2月22日から同年3月16日までの4週間にわたって、土曜日、日曜日ごとに計8日間開催する日程で番組が組まれていた。
- イ 昭和61年1月中旬頃、Y調教師は、昭和61年第2回中山競馬の番組

表を競馬会から入手し、出走させる予定の預託馬名を全日程共通の競争条件の該当欄に記入（何日目のどのレースに出走させるかまでは記入しなかった。）したうえ、同年2月初め頃、厩舎内の掲示板に張り出した。

これによると、①合計14レースある種別「サラブレッド系平地競争・4歳」、競争条件「新馬」の欄には、ウエスタンマッハ号（A6厩務員の担当馬）、キヌブエ号（Xの担当馬）ほか2頭、②合計11レースある種別「サラブレッド系平地競争・4歳」、競争条件「400万円以下」の欄には、ニシノティージャー号（Xの担当馬）ほか1頭等が記載されていた。

ウ Y調教師は、ニシノティージャー号を第2週の3月1日（土曜日）の第8レース「桃花賞」（1200メートル・芝）に出走させることを予定したが、Xに対しては、同号を昭和61年第2回中山競馬に使うということ以外明確に知らせなかったもので、Xとしては、共通の競争条件のレースのうちこれまでの実績と馬の特長から見て同号が出走すれば良い成績をあげる可能性の高い第1週の2月23日（日曜日）の第6レース（1700メートル・ダート）のレースに出走するものと思っていた。（なお、同号はC14騎手が騎乗して前記「桃花賞」レースに出走し、出走14頭中の最下位であった。）

また、Y調教師は、キヌブエ号を3月2日の第5レース（1200メートル・芝・父内国産）に出走させることを予定したが、追い切りを見て調教の状況の良否を判断したうえ、体調不良のウエスタンマッハ号の代わりに2月22日（土曜日）の第5レース（1200メートル・ダート）に出走させてもよい旨の発言をし、Xもそのことを伝え聞いていた。（キヌブエ号は前記3月2日の第5レースに出馬投票したものの、出走頭数が多数のため出走できず、同日の第3レース（1800メートル・ダート）に出走し、出走13頭中の6位であった。）

エ 調教師は、競馬の番組表を見て、どのレースにどの馬を出走させるかについて一応の予定を立てるが、その馬の追い切りをして、調教の仕上り具合・馬の状態を見たうえで、予定を変更することがしばしば行われた。

オ 競馬界では、馬を1回4週間の競馬開催期間中に複数回使う場合、第1週に使うと次は第3週に使うというように中1週を置いて出走させるのが一般で、この点から見ると開催期間中の早い週に使うのが有利と考えられていた。

## (2) 2月18日の事件経過（暴力事件）

ア 昭和61年2月18日（火曜日）は、各労働組合と調教師会との間の調教開始時刻（調教場への入場時刻はこれと同時刻に設定され、この時刻は調教場の入口に掲示される。）についての口頭申合せによれば、厳寒期（午前8時から調教を開始）から冬期（午前7時から調教を開

始)への変更の初日に当たっていたが、厩舎によっては、気候の寒暖等を勘案して、調教師の判断で調教開始時刻を遅らせた。

なお、例年、1月16日頃から2月15日頃までの約1か月間が厳寒期とされており、昭和61年は、1月21日から2月16日までが厳寒期の扱いであったが、2月17日(月曜日)は全休日(厩舎の作業は休みで当番だけが出勤して馬の世話をする。)であった。

- イ Y調教師は、2月18日についても厳寒期の調教時刻(午前8時から調教開始)により調教を行うことに決め、一部の者にY調教師が直接口頭で知らせるなどしたが、厩舎内の掲示板の表示は従前の厳寒期の調教時刻と変わらないのでそのままにしておき特に注意を喚起するための記載は行わなかった。このため厩務員らの中には各労働組合との申合せと異なる午前8時からの調教時刻によることを聞いていなかったり、厩舎内の掲示板を見て掲示変更を失念しているものと解釈して、当日、一番乗り(一番早い時刻に調教を行う。)の予定になっていた3頭の馬の各担当者であるX・A7厩務員及びA8厩務員(以下「A8厩務員」という。)、並びに調教のために騎乗する者の1人であるC15調教助手の4名は、冬期の調教時刻に合わせて作業を開始した。
- ウ 同日午前7時30分頃、Y調教師は、ニシノティーズ号の調教を終えて自厩舎近くの馬の洗い場の前に戻って来たXに対し、「まだ寒いから調教時間は8時だ。自分の見ていない所で調教した馬は使わない。」と言ってそのまま調教場の方へ行ってしまった。
- エ 同日午前8時30分頃、Y調教師は、調教場の入口の所でキヌブエ号を連れて調教のために調教場に向かっていたXから「キヌブエ号の騎手をだれにするのか。」と尋ねられて、「C12だ。」と答えたところ、Xが「それでは約束が違うじゃないか。そんなヘタクソな乗り役じゃだめだ。」と言ったので、Y調教師は、「C11にする。」と言って、調教師席へ行った。
- オ 同日午前10時20分頃、朝の調教を終えて「大仲」という厩務員らの控室で休憩していたXは、Y調教師がC12、C11両騎手とともに調教場から帰って来て、馬の洗い場付近で立話をしているのを認めて、Y調教師に近づいて行き、キヌブエ号の乗り役のことで話をするうちに両名の間で口論になり、Y調教師が「キヌブエ号にはC11かC12を乗せる。」と前記(エ)の話を繰り返したので、Xは「約束が違うじゃないか。キヌブエ号はC11、C12両騎手では調教もできないくらい気性の荒い馬だ。そういう騎手を乗せても勝てないじゃないか。そんなヘタクソな乗り役じゃだめだから、ほかの者を乗せろ。」などと言ったところ、Y調教師はXの言葉に腹を立てて、「C12もC11も競馬会から認められた立派な騎手だ。自分も競馬会から免許を受けた調教師なんだ。そんなにガタガタ言うんなら今週は2頭とも使わないから。」と言った。Xが「どうしても使ってくれ。」と懇願したが、Y調教師

は、何も答えずに背を向けて、ジャンパーのポケットに手を入れて自宅へ帰ろうとした。Xは、Y調教師に翻意を請うために、Y調教師の肩に手をかけて振り向かせようとしたところ、Y調教師は、肩を左右に揺すってそれを振り払い、Xを無視する態度で立ち去ろうとした。Xはこれに憤慨し、Y調教師の肩に手をかけて振り向かせ、左右の手で1回ずつY調教師の顔面を平手打ちした。その場には、前記C12、C11両騎手のほか、A9、A6、A10の各厩務員らがあり、A6厩務員が「もうやめろよ。」と言って、Xの手を軽く押えたので、Xはそれ以上の暴行は加えなかった。(以下「本件暴力事件」という。)

カ Y調教師は、本件暴力事件の直後、普通に歩いてすぐ自宅に帰り、自ら自動車を運転して猛スピードで走って、調教師会事務局へ行き、B8労務課長に本件暴力事件が発生したことを報告し、さらにそこから電話でB9労務委員長にも本件暴力事件が発生したことを報告するとともに、「懲戒委員会に諮って、厳重な処分をしてもらいたい。」と要請した。

キ 同日、Y調教師は、財団法人競馬共助会美浦診療所(以下「美浦診療所」という。)に行き、医師に右顎関節付近に軽度疼痛と右耳が多少ガーンとすると訴えたが、医師の診察所見としては、頸部レントゲン検査で異状は認められず、右顔面に打撲による外傷、腫脹、皮下出血等は認められなかった。Y調教師は、診察・治療を受けた後、一旦自宅に帰り、同日夕方、同診療所医師C16名の「病名 顔面打撲傷 右2月18日、右顔面をなぐられて受傷、約1週間の療養を要する見込みです。」との診断書の交付を受けた。

ク 同日、調教師会は、前記B8労務課長及びB9労務委員長からのY調教師の懲戒処分要請の報告を受けて、本件暴力事件について同月28日に懲戒委員会を開くことを決定した。

ケ 同日、分会は、同日開かれた定期大会終了後、本件暴力事件についての善後策を検討し、午後5時30分頃、A11副分会長、A12書記長及びXの3名が見舞いと謝罪のためにY調教師宅に行き、A11副分会長及びA12書記長がY調教師に、「暴力は組合も容認できない。本人も反省していることだし、人事委員会とか公の場で問題を提起しないで、できるだけ厩舎サイドで解決してほしい。」と要請したところ、Y調教師は、「調教師会の事務局にもう報告してしまったので、自分の考えひとつじゃだめだ。」と答えた。

なお、会見の際、Y調教師は、顔面が腫れたり治療している様子もなく、自分からは症状について特に話をしなかった。

### (3) 解雇に至る経過

ア 同月19日、Y調教師は、普通の様子で歩いて調教師会事務局に入って行った。

イ 同日、A4分会長(以下「A4分会長」という。)とB10調教師会関



東本部長（懲戒委員長兼務、以下「B10本部長」という。）との会談が行われ、A4分会長は穏便な処置を要請したが、B10本部長は、「本件暴力事件については懲戒委員会に付議する。」と答えるにとどまった。

ウ 同月20日、Y調教師は、かかりつけの陽和堂沼崎医院（以下「沼崎医院」という。）に行き、2日前、頭部打撲、悪心、頸部痛、耳鳴りがするとの症状を訴え、そのまま入院した。（なお、同人は、同日から3月3日まで引き続き足掛け12日間入院し、その間、レントゲン撮影・尿・脳波・心電図など精密検査を受けたが、尿糖・血圧が高いほかは、特段異状が認められず、入院中、頸部痛及び耳鳴りの治療のほか、健胃剤・降圧剤・糖尿剤・精神安定剤の投薬を受けた。）

エ 同月21日、Xは、A8厩務員とともに、Y調教師の見舞いに沼崎医院に行った際、いきなり病室に入らずに初め外で待っていて、まずA8厩務員だけがY調教師に面会することにした。A8厩務員がY調教師に対し、Xが謝罪のために面会に来ていることを伝えたところ、Y調教師は、「私自身の問題をもう通り越してしまっている。今調教師会に預けた形になっているから、とても私自身の一存では決められない。全部任せてあって、大きな問題になっている。」と言った。A8厩務員が「本人も謝罪をしているし、ある程度調教師の判断で、これから2度とやらないということで就労していけさえすればいいのではないか。」といったが、Y調教師は、「とにかくこの問題については、私の問題を越してしまった問題だから。」と終始一貫して繰り返した。なお、A8厩務員との面会の際、Y調教師は、外見上目立った傷や治療の形跡はなく、ふだんとさほど変わらない様子であった。Y調教師も、自らの容態について「血圧が非常に高い。後頭部の辺りが腫れている。脳波の検査をしたが異状はなかった。」と言い、その他の自覚症状は特に訴えなかった。（当日、Xは、結局Y調教師に面会できなかった。）

オ 調教師会は、前記（(2)のク）の決定に基づき、事実調査のため、その頃、Y調教師、C11騎手及びC12騎手から本件暴力事件の状況を聴いたが、X本人及びそれを目撃していた他の厩務員らからは事情聴取を行わなかった。

カ 同月27日、調教師会は、分会に協議を申し入れ、それぞれ数名ずつが出席して、本件暴力事件の取扱いについて、協議を行った。分会側はXに対する穏便な処置を要請したが、調教師会側は、「期待されても困る。」と答えた。なお、この際、調教師会は、Xの勤怠状況等については言及しなかった。

キ 同月28日、調教師会は、本件暴力事件について、調教師会役員室で懲戒委員会を開き、B9労務委員長から上記（オ）の事情聴取結果の報告を受けて、審議の結果、懲戒解雇相当であるが、本人の将来も考えて、罪一等を減じて通常解雇とする旨決定された。（以下「第1回

懲戒委員会」という。)

- ク 同日、調教師会は、上記第1回懲戒委員会の結論を分会に連絡したが、それ以外は何ら説明しなかった。
- ケ 同年3月5日、分会と調教師会の間で協議が行われ、分会は、「就業規則に定められた出勤停止の5日以内という日数を越える1か月とか2か月の出勤停止処分でもよいから、解雇だけは避けてほしい。」と主張し、処分内容につき再考するため、再度懲戒委員会を開催するよう要請した。
- コ 同月6日、調教師会は、本件暴力事件につき、再度懲戒委員会を開催し、第1回懲戒委員会における決定を維持する旨決定した。(以下「第2回懲戒委員会」という。)
- サ この頃、調教師会は、Xを罪一等を減じて通常解雇とするものの、以後、XがY厩舎以外の厩舎に厩務員として就職することも認めない方針を立てた。
- シ 同月7日、Y調教師は、Xに対し、「貴殿は、昭和61年2月18日午前10時35分頃、私に対し顔面を殴打する等して顔面打撲傷の傷害を負わせた。上記所為につき懲戒委員会は、就業規則第6条第5号及び第6号、第38条により懲戒解雇に相当するところ、特に貴殿の将来を配慮し、通常解雇する旨の議決をした。よって、貴殿を3月13日付をもって解雇する。尚、3月13日解雇予告手当及び退職金を支給するので受領されたい。」との解雇通知書(甲第1号証、以下「解雇通知書」という。)を渡し、解雇理由について特に言及しなかった。
- ス 同日、調教師会は、分会に対し、Xに対し解雇を通達した旨通知した。

## 第2 判 断

### 1 調教師会の使用者性について

被申立人らは、次のとおり主張する。

調教師会は使用者団体にすぎず、Xの労働契約上の使用者はY調教師のみであり、Xの本件解雇に当たっても、Y調教師がその責任と判断において行ったものである。

厩務員に対する人事権はもとより労働契約上の使用者たる調教師の専権に属するものであり、懲戒(本件では本来なら懲戒解雇となるところ、罪一等を減じて通常解雇とした。)に当たっても、個々の調教師は自己の責任においてこれを行うものの、懲戒を使用者たる個々の調教師の判断に任せきりにしてしまうと、厩舎の数が多いこともあり、その程度等に不均衡が生ずる結果を招き、そのことが新しい紛争の原因となるおそれが生じ、ひいては公正な競馬の確保にも支障を来すことにもなりかねないことから、懲戒の厳正公正を期するために懲戒委員会が設けられた。しかしながら、個々の調教師は懲戒委員会の決定を尊重するにすぎず、当該厩務員を懲戒するか否かの最終決定権は、当該厩舎の就業規則に基づきあくまでも雇用

契約上の使用者たる調教師のみが有するものであって、懲戒委員会の決定自体には法的拘束力がない。

本件申立ての請求する救済の内容は、Xに対する解雇処分の撤回、原職復帰、バック・ペイを求めるものであるが、仮に請求する救済の内容どおりの救済命令が調教師会に発せられたとしても、調教師会としては、当該命令を履行する何らの権限も有しておらず、その命令内容を実現し得る地位にない。したがって、調教師会を当事者として追加しなければ命令の履行を確保できないというものではなく、追加しても命令の実効性の確保に資する点はいささかもない。

よって、以下判断する。

(1) 調教師と厩務員との関係について

前記（第1の1、2）認定のとおり、調教師は、①自己名義で厩舎を経営し、経営に必要な施設を具備し、②預託馬の飼育管理、調教等の業務を補助させるため、毎年競馬会の承認を得て、自己名義で調教助手、厩務員を雇い入れ、これらの者から労務の提供を受け、その報酬として給与規程に基づき、賃金を支払うほか、調教師会から借り受けた厩務員宿舎を転貸している。③厩務員に対しては、具体的に労働の指揮を行っている。すなわち、⑦平日にあっては、飼葉の付与、午前・午後各1回の馬の運動、馬の手入れ、寝糞の乾燥、敷かえ等の指揮をし、⑧競馬開催時には、担当馬のひき付け及び付添いを指揮している。⑨調教師会の承認のもとに就業規則を適用して厩務員の解雇又は懲戒処分を行っている。

以上を総合すれば、調教師は、被申立人らの主張するとおり、厩務員との労働契約の相手方たる当事者であって、厩務員の労務提供について指揮・監督し、これに対し賃金を支払っているものであって、労働組合法第7条の使用主に該当すると解するのが相当である。

(2) 調教師会と厩務員との関係について

ア 被申立人らは、本件における使用者は、厩務員を雇用している個々の調教師のみであって、調教師会は全調教師を会員として構成された社団法人であり、各調教師から委任された権限内で、団体交渉等を行うことを認められている「使用者団体」にすぎず、厩務員との労働契約の一方当事者ではないから、労働組合法第7条の使用主には該当しないと主張する。

イ しかしながら、不当労働行為制度は、雇用契約（労働契約）上の責任を追及することを目的とする制度ではなく、労働者の団結権を擁護する制度であって、労働組合法第7条の「使用者」とは、労働者の労働関係上の諸利益に対し、具体的かつ現実的に支配力又は影響力を行使し得る者をも含むものと解するのが相当であり、かつ、この支配力又は影響力の行使は必ずしも自らの独立の発意のもとに行われることを必要とせず、他からの規制力又は影響力に由来して行われる場合を

も含むものと解するのが相当である。

- ウ 本件について、これを見るに、前記（第1の1、2）認定のとおり、
- (ア) 調教師会は、厩務員の募集、採用の一括決定、新人厩務員の各厩舎への配属、割当て、個々の調教師が経営する個々の厩舎に適用する各就業規則の一括作成、施行、個々の調教師が厩務員に対して行う解雇、転厩、懲戒処分 of 最終的決定、個々の調教師が厩舎の経営の一環として厩務員に貸与する厩務員宿舎の調教師への貸与を行っている。調教師会が行うこれらの業務は、厩務員の雇用、賃金、配置転換、解雇、懲戒処分、厩務員宿舎等に関する厩務員の労働関係上の諸利益に、具体的かつ現実的に支配力又は影響力を行使しているものと解するのが相当である。
  - (イ) 一方において、調教師会は、競馬の主催者である競馬会が施行する競馬の円滑なる開催実現を確保するための制度として生まれた団体である。その構成員たる会員の資格は、全員が競馬法第16条により競馬会の免許（効力は1年間）を受けた調教師であることを必要とする。団体の運営資金の一部は、競馬会から、厩務員の一時金、退職金、団体の人件費の原資として競走馬管理助成金を毎年交付されている。馬主との競走馬の預託契約は、競馬会に届け出てその承認が必要であり、会員たる調教師が厩舎経営上の必要施設（厩舎屋、馬房、厩務員宿舎の建物、敷地）は調教師会が競馬会から一括して貸与を受けた後、個々の調教師に転貸している。これらの事情は、調教師会は競馬会の強力なる監督、規制を受けているものであって、団体運営は競馬会の意思に従いこれを遂行すべき立場にあり、競馬会の規制力又は影響力を受けているものと解するのが相当である。
  - (ウ) 他面、調教師会の会員である調教師は、①馬主との競走馬預託契約により、担当馬調教の報酬として預託料の支払いを受け、②馬主を代理して預託馬をレースに出走させて入賞させた際の賞金の一部を馬主から進上金として受け取っている。これらの事情は、調教師並びに調教師会は競走馬の出走について、馬主及び馬主会の損益を擁護すべき立場にあり、さらに、調教師は団体運営については、馬主会の意思に従うべきことを余儀なくされる立場にあり、馬主会の支配力又は影響力をもを受けているものと解するのが相当である。
  - (エ) 以上(ア)ないし(ウ)に判断したところを総合すれば、調教師会は、厩務員に対しては個々の調教師とそれぞれ重疊的に労働組合法第7条の「使用者」に該当するものと判断する。したがって、この点に関する被申立人らの主張は採用できない。
- (3) 当事者の追加について
- ア 前記（第1の3の(1)～(3)）認定のとおり、
  - (ア) 調教師会は、厩務員の懲戒を厳正・公平に行うために懲戒委員会規程に基づき懲戒委員会を設置していること。

(イ) 調教師会が作成し、Y 厩舎を含む各厩舎に配布して統一的に施行させている就業規則の第38条第2項は、「厩務員に対する懲戒は譴責、減給、出勤停止および懲戒解雇とし、社団法人日本調教師会の定める懲戒委員会に付議して行なう。」と規定していること。

(ウ) 調教師が懲戒委員会の決定に従わないことは、調教師懲罰規程により除名を含む懲罰事由となり得ることであり、調教師会から除名されると調教師会を通じて交付される助成金（これによって、一時金の80数パーセント、退職金の全額を賄う。）を受けられなくなるなど、調教師としての業務遂行・厩舎経営について不利益を被ることになるので、これまでに調教師が懲戒委員会の決定に従わない事例はなかったこと。

以上を総合すれば、調教師会は厩務員の懲戒処分について、最終的な決定権を持っていると解するのが相当である。

イ 本件Xに対する解雇については、前記（第1の7の(2)のカ、ケ、(3)のエ、キ、コ～シ）認定のとおり、

(ア) 昭和61年2月18日、本件暴力事件の直後、Y調教師は、調教師会事務局に行き、B8 労務課長に本件暴力事件が発生したことを報告し、さらにそこから電話でB9 労務委員長にも本件暴力事件が発生したことを報告するとともに、「懲戒委員会に諮って、厳重な処分をしてもらいたい。」と要請したこと。

(イ) 同日、A11副分会長、A12書記長及びXが、見舞いと謝罪のためにY調教師宅へ行った際、A11副分会長及びA12書記長の「暴力は組合も容認できない。本人も反省していることだし、人事委員会とか公の場で問題を提起しないで、できるだけ厩舎サイドで解決してほしい。」との要請に対し、Y調教師は、「調教師会の事務局にもう報告してしまったので、自分の考えひとつじゃだめだ。」と答えたこと。

(ウ) 同月21日、XがA8 厩務員とともにY調教師の見舞いに沼崎医院に行った際、Y調教師は、Xが謝罪のために来ていることを伝えたA8 厩務員に、「私自身の問題をもう通り越してしまっている。今調教師会に預けた形になっているから、とても私自身の一存では決められない。全部任せてあって、大きな問題になっている。」などと言い、A8 厩務員が「本人も謝罪をしているし、ある程度調教師の判断で、これから2度とやらないということで就労して行けさえすればいいのではないか。」と言ったのに対し、Y調教師は、「とにかくこの問題については、私の問題を越してしまった問題だから。」と終始一貫して繰り返したこと。

(エ) 調教師会は、本件暴力事件について、①同月28日に第1回懲戒委員会を開催し、Xの処分につき懲戒解雇相当であるが、本人の将来も考えて、罪一等を減じて通常解雇とする旨決定し、②同年3月6

日に第2回懲戒委員会を開催し、第1回懲戒委員会における決定を維持する旨の決定をしたこと。

(オ) この頃、調教師会は、Xを罪一等を減じて通常解雇とするものの、以後XがY厩舎以外に厩務員として就職することも認めない方針を立てたこと。

(カ) 同年3月7日、Y調教師は、Xに対し、「貴殿は、昭和61年2月18日午前10時35分頃、私に対し顔面を殴打する等して顔面打撲の傷害を負わせた。上記所為につき懲戒委員会は、就業規則第6条第5号及び6号、第38条により懲戒解雇に相当するところ、特に貴殿の将来を配慮し、通常解雇する旨の議決をした。よって、貴殿を3月13日付をもって解雇する。尚、3月13日解雇予告手当及び退職金を支給するので受領されたい。」との解雇通知書を渡したこと。

以上を総合すれば、Y調教師は、自己の判断ではなく、調教師会の機関である懲戒委員会の決定に従って、自己の名義をもってXに対する本件解雇を行ったものであって、懲戒委員会の決定の法的拘束力とはともかく、調教師会は、本件解雇について、具体的かつ現実に支配力又は影響力を及ぼしているものと解するのが相当であり、被申立人らの主張は採用できない。

## 2 解雇理由の当否について

申立人らは、次のとおり主張する。

ア 被申立人Yは、昭和61年2月18日に分会所属の組合員申立人Xが、所属厩舎の調教師である被申立人Yの顔面を殴打する等して顔面打撲の傷害を負わせたとして、同年3月7日に同月13日付けをもって解雇する旨の解雇通告を行った。

イ 暴力はいかなる理由があろうとも許されるものではないが、Xはたかだか2回平手で軽くY調教師の顔面を殴打したにすぎず、傷害の程度は軽微なものであった。

また、本件暴力事件の直接的な原因は、当日の勤務時間の不徹底、騎手問題についての約束違反及びY調教師がXに対して発した言葉などすべてY調教師の側で作りに出したものである。

さらに、本件暴力事件の背景としては、Y厩舎における厩舎の運営方法のずさんさ、競馬の成績不良から来る厩務員の中のY調教師に対する不満があった。

以上のとおり、Xに対する上記解雇の理由は、不合理なものである。

これに対し、被申立人らは、次のとおり主張する。

ア 昭和61年3月7日に被申立人YがXに対してなした同月13日付けで通常解雇する旨の通告は、同年2月18日、同人が勤務時間中職場内において同人の使用者たる被申立人Yに対して自己の一方的主張が十分に受け入れられないことを根に持ち、他の従業員の面前において暴力を振るい、11日間の入院加療を要する傷害を負わせるという従業員と

して許し難い極めて重大な非違行為を行ったことを理由とするものであり、本件暴行傷害は、就業規則第6条5号及び6号並びに第38条により懲戒解雇事由に該当するところを特にXの将来を配慮し、罪一等を減じて通常解雇としたものである。

イ 被申立人Yは、これに併せて、Xのこれまでの勤怠状況、日常の勤務状況に照らして、これ以上雇用関係の継続は不可能であるとの判断に基づき、やむを得ず本件解雇に踏み切ったものであるが、Xの勤怠状況もそれ自体で就業規則第4条、第5条1号、3号、5号、14号及び15号に違背し、懲戒の対象となり得るところ、XのYに対する暴行傷害の非違行為が余りに悪質かつ重大であったことから、これのみを解雇通知書に表示したにすぎず、解雇通知書には明示していないからといって、同人の勤怠状況等を通常解雇の理由として考慮しなかったわけではない。

以上のとおり、本件解雇には正当理由がある。

よって、以下に検討する。

(1) 2月18日の件について

- ア 前記（第1の6の(1)のイ、(2)のア～エ、カ、キ）認定のとおり、
- (ア) Y厩舎には、C11騎手（Y調教師の息子）とC12騎手（Y調教師の娘婿）の2名の所属騎手（もともと、昭和59年9月頃、Y調教師は、厩務員らの要望により、C11騎手をフリーにしたが、同人の収入面への配慮もあって、昭和60年3月頃、Y厩舎所属騎手に復帰させた。）が所属しており、Y調教師は、同厩舎の預託馬をレースに出走させる際、その約9割にC11騎手又はC12騎手を騎乗させていたが、年間60回以上騎乗することが騎手免許更新に必要な条件の1つであったこともその理由となっていたこと。
- (イ) 昭和60年のY厩舎の獲得賞金額で見た競馬成績は、関東本部所属の調教師の中では下から2番目であったこと。
- (ウ) 昭和60年のY厩舎の厩務員一人あたりの平均進上金の額は、228,349円（全厩舎の平均は約90万円）で、昭和58年が793,548円、昭和59年が573,187円であったのに比べて少なかったため、厩務員の間には収入面で強い不平不満があったこと。
- (エ) 同年のC11騎手及びC12騎手の成績は、昭和60年第5回中山競馬8日目終了時点で、全騎手119名中、C11騎手は92位、C12騎手は107位の成績であったこと。
- (オ) 昭和60年当時、Y厩舎の厩務員の間では、乗り役の問題が競馬成績不振の一因と考えられ、このことが特に大きな不満の種になっていたため、厩舎乗役不満問題は同年4～5回開かれた厩舎会議で毎回取り上げられ、厩務員からY調教師への突き上げが行われ、どの厩舎会議でも、主にXが発言したが、XはY調教師に対し、C11騎手及びC12騎手の技倆が劣る点を指弾し、新馬については両名以外

の有名騎手を乗せるように再三にわたり要望し、Y調教師から新馬に限定しなかったものの、乗り役については検討する旨の厩務員らへの約束を引き出したこと。

(カ) 昭和60年12月13日、分会と調教師会の立会いのもとにY調教師と分会所属厩務員の代表の間で行われた話合いにおいて、分会所属厩務員の代表の1人として出席したXは、「乗り役2人厩舎にいますが、よい乗り役についても言ったこともあるし、そう思っている厩務員も多い。転厩したとき16で、今は22馬房であるが、1人フリーにして助手を1人入れるということも過去には聞いたが実施されていない。人手不足の配慮がない。」と発言したこと。

(キ) 同月14日、各労働組合立会いの話合いを踏まえて、他者をまじえない厩舎内部だけの厩舎会議が開かれ、そこでも厩舎乗役不満問題が話題になったが、Y調教師は、「なるべく希望に沿うようにしたい。」とか、「検討する。」と発言したこと。

以上を総合すれば、Xは、昭和60年当時、競馬成績不振の原因と考えられ、厩務員の間で不満の種となっていた厩舎乗役不満問題について、Y厩舎の競馬成績向上のための提案として、厩務員を代表して上記各発言をしたものと解するのが相当であり、その発言内容は、Y調教師の身内であるC11騎手及びC12騎手の技倆が劣っていることの指摘を含むものであったため、この点をY調教師が不快に感じていたことが推認できる。

イ 前記（第1の2の(9)）認定のとおり、

厩務員は、担当馬が出走したときは、輸送手当・出張手当・進上金又は着外手当が支給され、これらは厩務員の収入の一部になった。

ウ 前記（第1の7の(2)のア～ウ）認定のとおり、

(ア) 昭和61年2月18日は、各労働組合と調教師会の口頭申合せによれば、調教開始時刻が厳寒期の午前8時から冬期の午前7時に変更される初日に当たっていたこと。

(イ) Y調教師は、同日についても、厳寒期の調教時刻の午前8時から調教を行うことを決め、このことを一部の者に直接口頭で知らせたが、厩舎内の掲示板の表示は従前の厳寒期の調教時刻と変わらないのでそのままにしておき、特に注意を喚起するための記載は行わなかった。このため、Xは、他の2名の厩務員らとともに、各労働組合との申合せと異なる午前8時からの調教時刻によることを知らずに、冬期の調教時刻である午前7時に合わせて作業を開始したものであること。

(ウ) 同日、午前7時30分頃、Y調教師は、ニシノティーズ号の調教を終えて自厩舎近くの馬の洗い場付近にいたXに対し、「まだ、寒いから調教時間は8時だ。自分の見ていない所で調教した馬は使わない。」と言って、そのまま調教場の方へ行ったこと。



以上を総合すれば、2月18日当日、Xが当日の調教開始時刻が午前8時であることを知らずに、労使間の口頭申合せによる午前7時から調教を行ったことは、無理からぬことと理解できることであり、Y調教師の言葉は、Xにとって意外なものであり、同人は、馬を使わないと言われたことで相当困惑したものと史料される。

エ 前記（第1の6の(2)のエ、キ、7の(2)のエ）認定のとおり、

(ア) 昭和60年当時、厩舎乗役不満問題が同年4～5回開かれた厩舎会議で取り上げられた際、Y調教師は、乗り役について、「検討する」旨厩務員らに約束したこと。

(イ) 昭和60年12月14日、各労組立会いの会議を踏まえて行われた厩舎内部だけの厩舎会議においても、厩舎乗役不満問題が話題になり、Y調教師は、乗り役について、「なるべく希望に沿うようにしたい。」とか、「検討する。」などと言ったこと。

(ウ) 昭和61年2月18日午前8時30分頃、Y調教師は、調教場の入口の所でXから、「キヌブエ号の騎手をだれにするのか。」と尋ねられて、「C12だ。」と答えたところ、Xが「それでは約束が違うじゃないか。そんなへたくソな乗り役じゃだめだ。」と言ったので、Y調教師は、「C11にする。」と言って調教師席に行ったこと。

以上を総合すれば、Xとしては、乗り役について、Y調教師が厩舎会議における発言のとおり、厩務員らの希望に沿うように検討したうえで、Y調教師がC11騎手とC12騎手以外の者を乗せるものと期待していた矢先に、2月18日当日、Y調教師からキヌブエ号にC12騎手を騎乗させると言われて、そのことを約束違反と受け取ったことは無理からぬことと理解し得ることであり、それに続いてY調教師が言ったC11騎手を騎乗させる旨の言葉に割り切れない気持ちでいたものと史料される。

オ 前記（第1の7の(2)のオ）認定のとおり、

同日、午前10時20分頃、Y調教師は、Xと乗り役の問題で口論になった際、「キヌブエ号には、C11かC12を乗せる。」という答えを繰り返したので、Xが「約束が違うじゃないか。キヌブエ号はC11、C12両騎手では調教もできないくらい気性の荒い馬だ。そういう騎手を乗せても勝てないじゃないか。そんなへたくソな乗り役じゃだめだからほかの者を乗せろ。」と言ったところ、Y調教師が腹を立てて、「C12もC11も競馬会から認められた立派な騎手だ。自分も競馬会から免許を受けた調教師なんだ。そんなにガタガタ言うんなら今週は2頭とも使わないから。」と言い、Xの「どうしても使ってくれ。」との懇願にも耳を貸さず、背を向けて自宅へ帰ろうとしたので、Xとしては、Y調教師に翻意を請うために、Y調教師の肩に手をかけて振り向かせようとしたのを、Y調教師が肩を左右に揺すってそれを振り払い、Xを無視する態度で立ち去ろうとしたのに憤慨して、Y調教師の顔面を左右

の手で1回ずつ平手打ちしたこと。

以上ア～オを総合すれば、Y調教師は、かねてからXが身内のC11騎手及びC12騎手の技倆を批判するのを不快に感じていたが、2月18日当日にもXとの口論の中で、Xから身内のC11騎手及びC12騎手の技倆を罵られたことに腹を立て、それに対する報復として、Xに対し同人の持ち馬を「今週は2頭とも使わない。」と言って、担当馬を出走させないことにより経済的な不利益を課することを表明した挙げ句、その言葉に困惑したXが翻意を請うためにY調教師を引き止めようとして肩にかけた手を振り払い、Xを無視して立ち去ろうとしたものであって、Y調教師のこれら一連の言動は、Xに対する挑発と同視し得るものと解するのが相当であり、Xはこれに憤慨してY調教師の顔面を殴打するに及んだものである。

カ 前記（第1の7の(2)のオ、キ、(3)のウ）認定のとおり、

(ア) 本件暴行は、Xを無視したY調教師の言動に憤慨したXが突発的に行った偶発的な出来事であり、しかも、その暴力は、左右の両手の1回あてY調教師の顔面を平手打ちしたものであって、暴力(もちろん暴力を無条件に容認し、又はこれに味方するものではない。)としては、最低限度のものであること。

(イ) 暴力の結果、Y調教師が受けた被害は、美浦診療所のC16医師の診断書では、顔面打撲傷・約1週間の療養を要する程度のものであること。(Y調教師は、その後2月20日から3月3日まで足掛け12日間、かかりつけの沼崎医院に入院しているが、ここでは主として持病の糖尿病・高血圧症の治療のための処置・投薬を受けたものと解するのが相当である。)

(ウ) 本件暴行により、Y調教師が受けた肉体的苦痛は、暴行直後に直ちに医師の治療を受けなければならないほど緊迫したものではなく、前説示のとおり、取るものも取りあえず調教師会に懲戒を求めるための報告をする時間的余裕が十分にあったほど軽い程度のものであったと解するのが相当であること。

以上を総合すれば、本件解雇は、上記暴行を理由とするものとしては苛酷にすぎるものと解するのが相当である。

(2) Xの勤怠状況等について

ア 前記（第1の6の(3)のア、7の(3)のカ～ク、コ、シ）認定のとおり、

(ア) Xの仕事ぶりは、厩務員の間では、熱心なものと評価され、欠勤・早退・遅刻等の勤怠状況は、他の厩務員と比べて特に良くも悪くもなかったこと。

(イ) ①昭和60年8月28日、Xは、Y調教師に「明日から1月休む。」と言ったところ、Y調教師は、「1か月なんか休まれたら困る。」と言った。Xは翌日から休みに入ったが、Y調教師から年次休暇届出

書を提出するように求められて、2～3日後、休養のため昭和60年8月29日から同年9月28日までの1か月間休む旨を記載した年次休暇届出書をY調教師に直接手渡した。なお、Xは、前年からの繰越しも含めてその届け分以上の年次有給休暇が残っていた。②Y調教師は、困る理由については別に説明しなかった。③してみると、Xが1か月間休んだことについては、非難すべき余地はないこと。

(ウ) ①調教師会は、同年2月27日に分会と行った協議においても、また第1回懲戒委員会の結論を分会に連絡した際にも、本件暴力事件のこと以外、Xの勤怠状況等については、一切触れなかった。②同年2月28日に開催された第1回懲戒委員会及び同年3月6日に開催された第2回懲戒委員会において、調教師会がXを解雇する旨の処分を決定するに当たって、2月18日の件以外の事由をも考慮の対象にしたことについては疎明がないこと。③昭和61年3月7日にY調教師がXに渡した解雇通知書には、2月18日の件だけが解雇の理由として記載され、それ以外の事由については一切触れられていないのみならず、Y調教師も解雇理由について特に言及しなかったこと。

ウ 前記(第1の2の(6))認定のとおり、調教師会は、調教師が厩務員を解雇するについて最終的な決定権を有している。

以上を総合すれば、被申立人らは、合意のうえで、2月18日の件のみをもって、Xを解雇したものと解するのが相当であって、それ以外のXの勤怠状況等の解雇理由は、本件の審査において初めて主張をしているものと解するのが相当である。

(3) 以上(1)、(2)を総合すれば、本件解雇は、2月18日の暴行事件をとらえて行ったものであり、特に調教師会がY厩舎以外の厩舎への就職を認めないとの方針(第1の7の(3)のサ)を含む解雇は苛酷にすぎ、到底正当なものとは解せられず、被申立人らの主張は採用できない。

### 3 不当労働行為の成否

申立人らは、次のとおり主張する。

本件解雇は、①調教師会は本件暴力事件につきX本人について事情聴取を行わず、事実調査が不公平であり、②過去の類似事例と比較して著しく均衡を失する苛酷な処分である。③以上を総合すれば、本件解雇は、被申立人らが分会を敵視し、Xの正当なる組合活動を嫌悪して行った処分であって、Xに対する不利益取扱いであるとともに、分会の壊滅をねらった支配介入であって、労働組合法第7条1号及び3号に該当する不当労働行為である。

これに対し、被申立人らは、次のとおり主張する。

①本件解雇は、就業規則所定の手続により懲戒委員会に付議し、その解雇決定に基づき行ったもので、何らの手続違反はない。②申立人らは他の厩舎関係者の暴力事件の事例を挙げ、本件処分がそれらと均衡を失した不当な処分であると主張するが、申立人らの列挙する事例は、いずれも事実

を歪曲するか、又は、本件と事案を異にするものであり、均衡論をもっては律し得ない。③被申立人らは、Xがこれまでに活発な組合活動を行ったことは全く知らず、また、被申立人らが分会を敵視しているということもなく、本件解雇に当たっては、Xが分会の組合員であるという点を全く意識せずに決定したものである。

よって、以下に判断する。

ア 前記（第1の6の(2)のエ、カ、(3)のア、イ）認定のとおり、

(ア) Xは、昭和41年5月、C1厩舎の厩務員になるとほぼ同時に分会に加入し、昭和45年頃、分会執行委員を1期間務め、昭和51年10月1日にY厩舎に転厩になった後は、一時期を除いてY厩舎の分会所属厩務員を代表する代議員を務めたほか、春闘時の闘争委員を務めたこともあったこと。

(イ) この間、Xは、①代議員として職場内の苦情についてY調教師との交渉に当たり、また、厩舎会議において分会員を含む厩務員を代表して積極的に発言し、②昭和57年頃には、厩舎会議で話し合われた事項をまとめ、翌日の厩舎会議で「厩務員の質問に明確に答えよ。」等の要望事項を記載した厩務員要望書をY調教師に手渡すとともに、その趣旨を説明し、項目毎に回答するよう求め、③昭和60年には、Y厩舎内で4～5回開かれた厩舎会議で、当時、厩務員の間で不満の種となっていた厩舎乗役不満問題を積極的に取り上げて発言し、④昭和60年12月13日、Xは、調教師会と分会の立会いのもとに、Y調教師と分会所属厩務員の代表との間で行われた話合いに分会所属厩務員代表の一人として出席し、その席上、Y調教師のミスを指摘し、「注意してもらいたいし、また、努力してもらいたい。」と述べ、「乗り役2人厩舎にいますが、よい乗り役についても言ったこともあるし、そう思っている厩務員も多い。転厩したとき16で、今は22馬房であるが、1人フリーにして助手を1人入れるということも過去には聞いたが実施されていない。人手不足の配慮がない。」と発言しているが、①の発言は、職場内の苦情に関する発言であり、②の発言は、分会員を含む厩務員の労働条件に関する意見を代表したものであり、③の発言は、Y厩舎の競馬成績の良否が、厩務員に支給される進上金の多寡に反映する重要な労働条件に関するものであり、④の発言は、厩舎乗役不満問題として、当時Y厩舎内における最大の問題と推認できる事項についての発言であり、これらの発言は、Xの正当なる組合活動の範囲に属する言動と解するのが相当である。而して、Y調教師がこれらの発言について不快に感じていたであろうことは容易に推認し得ることであり、殊に厩舎乗役不満問題についての発言は、自己の身内であるC11騎手及びC12騎手に対する指弾であり、Y調教師がこれをX発言中最大不快事として受け止めていたであろうことも容易に推認し得ることである。したがって、Y調

教師がXのこれらの正当な組合活動を不快に感じていたことは、容易に推認し得るところである。

- イ 前記（第1の7の(2)のカ、キ）認定のとおり、
- (ア) 昭和61年2月18日、Y調教師は、本件暴力事件が起こるや否や、調教師会事務局に行き、B8労務課長に本件暴力事件の発生を報告し、さらにそこから電話でB9労務委員長にも本件暴力事件の発生を報告し、「懲戒委員会に諮って厳重な処分をしてもらいたい。」と要請したこと。
  - (イ) 同日、Y調教師は、美浦診療所に行き、医師の診察・治療を受けたうえ、同日の夕方、診断書の交付を受け、本件暴力事件を傷害事件として懲戒するための証拠を揃えたこと。これらの事実は、いずれもY調教師がXを最も重い処分として解雇を含む懲戒に付さんとする決意の表れと解されること。
- ウ 前記（第1の4、5）認定のとおり、
- (ア) 昭和55年8月5日、函館で開かれた厩舎労務懇談会（調教師会・競馬会・労働組合の三者構成）において、調教師会及び競馬会から厩舎制度改善案が提示されたが、特に調教師会案は調馬手制度（ラッド制）の意義として、3頭持調馬手制度が実現した場合、約31パーセントの人件費が削減できるというものであったこと。
  - (イ) 昭和56年6月10日頃、A2副分会長が競馬会のC2労務課長と会った際見せられた預託料懇談会報告書原案の中に「厩務員の3頭持ちは急務課題である」と提言されていたこと。
  - (ウ) 全馬労は厩務員の3頭持ち制度の導入につき積極的に賛成し、関東労は賛成・反対のいずれとも態度を明らかにしなかったが、分会は3頭持ちの導入を「現在の2頭持ち制度を改め、人員を削減する合理化であり、分会組合員の死活問題である」として受け止め、反対の態度を取ったこと。
  - (エ) 昭和56年4月中旬頃、C2労務課長が、A2副分会長に「A1が上部団体をやめて関東労と組織統一をやる。それができれば全馬労とも統一する。それができるのはA11人だ。そういう動きがあったときは、A1に力を貸してやってくれ。」と話したこと。
  - (オ) 同年6月10日頃、C2労務課長がA2に対して「組織統一の問題と、預託料懇談会の中で3頭持ちの問題が出てきたよ。」と話を切り出し、さらに、同人は「若い人たちを何とか説得できるのはA2君しかいないのだから、何とか骨を折ってくれよ。」と話したこと。
  - (カ) 同年11月下旬、C2労務課長はA2に「やはりA1さんが組織統一をやろうとしている。あなた方が反対すると京葉労組は3分の2くらいは脱出して出て行ってしまふよ。上部団体をやめないと3分の2くらいは脱退して出ていくよ。ぜひA2さんだったら、若い人達説得できるのだから、ぜひやってほしい。」と話したこと。

(キ) 昭和57年1月、C8調教師がA4分会書記長に1年前から予定されていた新馬を配置するに当たり、「組合運動ばかりやっているとおまえの預っている担当馬が責任持てない。できれば役員を何とか考えてくれないか。」と言ったこと。

(ク) 同年4月16日、調教師会は、同日行われた各組合との団体交渉において、関東労及び全馬労に対しては、賃金体系改訂問題に関する調教師会会長署名入りの「覚書」案を交付して後日の覚書とすることを確約するとともに、企業年金の使用者負担分増額と夏期一時金に勤続手当相当額繰入れについては、両組合の要求を受け入れる方向で今後更に検討し、4月21日の団体交渉において具体的数字をもって最終回答することを口約して、多数組合である関東労及び全馬労をして16日午後2時45分頃には、ストライキを解除させ、一応競馬を開催できる条件を整えた。他方、分会に対しては、調教師会が団交のタイムリミットと考えていた午後3時直前に至って、形式的に賃金体系改訂問題に関する回答をただけで、企業年金、夏期一時金問題に関しては、何ら具体的な回答をしなかったこと。

(ケ) 当地労委は、昭和62年1月26日、千労委昭和57年(不)第7号事件について、上記回答は、分会に対する差別回答であり、千葉地本の構成員である分会に対し疑惑と混乱を生じさせ、ひいては、分会の弱体化ないし壊滅を調教師会が企図したものであって、千葉地本の運営に対する支配介入であり、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると判断し、一部救済命令を発したこと。

以上の事実を総合すれば、調教師会は、競馬会及び所属の調教師と一体となって、3頭持制度の導入に一貫して反対してきた分会を嫌悪していることは明らかである。

エ 前記(第1の6の(2)のエ、7の(3)のオ、キ、コ)認定のとおり、

(ア) 調教師会は、本件暴力事件について調査を行った際、被害者のY調教師のほか、目撃者としては、Y調教師の身内のC12騎手及びC11騎手から事件の状況を聴いたのみで、加害者であるX並びに目撃者のA9、A6及びA10の各厩務員らからは事情聴取を行っていないこと。

(イ) 特に、上記C12騎手及びC11騎手は、厩舎乗役不満問題の種となり、Xから、技倆の劣る点の指弾を受けていた当人であること。

(ウ) 調教師会は、2月28日の第1回懲戒委員会において、B9労務委員長から上記による事情聴取の結果の報告を受け、これに基づき、Xを懲戒解雇に付すべきであるが、本人の将来も考慮して、罪一等を減じて通常解雇とする旨決定し、この決定は3月6日開催の第2回懲戒委員会でも維持されたものであること。

以上の事実から、調教師会による本件暴力事件の調査は、Y調教師並びにその身内のC12騎手及びC11騎手の言い分のみを鵜呑みにした

ので、一面的なものであると言わざるを得ず、かくては、Xが本件暴力事件を起こすに至った経緯、動機等事件の全貌を明らかにし、情状・処分の軽重等を判断し、もって厩務員の懲戒を厳正・公平に行うべき職責を担う懲戒委員会を設置した趣旨にもとり、その処分決定は、公正なものとは到底認められないこと。

オ 前記（第1の2の(6)のオ、3の(1)、(3)、7の(2)のオ、(3)のサ）認定のとおり、

(ア) 本件暴力事件は、Y調教師がXの身内批判の発言に腹を立てて発した言動に起因するものであり、Y調教師とXの間の個人間のトラブルに過ぎないと見るのが相当であること。

(イ) 就業規則に規定された厩務員に対する懲戒の種類は、譴責、減給、出勤停止（5日以内）及び懲戒解雇の4項目であるが、就業規則運用の面では、過去において、①これに定められたもの以外の懲戒処分として、1か月間及び5か月間の出勤停止処分をした事例や、②厩務員が所属厩舎の調教師に対し暴力を振るった事件で、当該調教師が懲戒委員会に諮らずに、厩舎内部だけの問題として処理し、当該厩務員を他厩舎へ転厩したのみで、特に懲戒処分をしなかった事例があったこと。

(ウ) 調教師会は、厩務員の転厩についても、最終的な決定権を有していること。

(エ) ところが、Y調教師がXに手渡した解雇通知書（甲第1号証）には、懲戒委員会が懲戒解雇相当のところXの将来を配慮し通常解雇とする旨の決定をしたと記載しながら、同時に調教師会は、Xが以後Y厩舎以外の厩舎に厩務員として就職することも認めない方針を立てている。このことは、調教師会が本件解雇によりXを厩務員社会からいわば永久追放しようとするものであり、その意図が不可解であること。

カ 以上を総合すれば、Xに対する本件解雇は、Y調教師としては、Xの正当な組合活動を嫌悪し、たまたまXから暴力を振るわれたことをとらえ、厩務員の懲戒について最終的な決定権を持つ調教師会に対し、同人に対する厳重な処分を要請し、これを受けた調教師会は、Xの組合活動を嫌って同人を職場から排除することを望むY調教師の意を察し、Y調教師と共同の意思に基づき、Xが暴力を振るうに至った原因ないし動機等の情状を一切顧慮することなく、同人がY調教師を殴打した事実のみをとらえて、Y調教師寄りの偏頗な調査に基づく懲戒委員会の議を経て解雇相当の決定をなし、Y調教師をしてXへの解雇通知をなさしめ、もって同人を競馬界の厩舎職場から排除し、併せてこれを見せしめとして分会の弱体化を図ろうとする意図に基づくものであると解するのが相当であって、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。

#### 4 救済の方法について

- (1) 本件解雇は、前記説示のとおり、Xが昭和61年2月18日、Y調教師の顔を平手打ちしたことを理由とするものであり、その原因の大半がY調教師によって作られたものであるとはいえ、たとえ最低限の暴力であるにせよ、Xが暴力を振るった事実は申立人らもこれを認め、暴力の許すべからざることは申立人らもこれを自認していること等を勘案して、被申立人調教師会及び同Y両者の合意のうえで、いずれかを選択のうえXを就労させるように救済するのを相当と考え、主文第1項のとおり救済方法を相当と思料する。
- (2) 申立人らは、陳謝文の手交・掲示・新聞への掲載及び本件申立てに要した諸費用の支払いを求めるが、主文の救済をもって相当とする。  
よって、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条に基づき、主文のとおり命令する。

平成2年1月16日

千葉県地方労働委員会  
会長 新垣進 ㊟